

一、最新中国法令

- [国务院办公厅关于印发全国深化“放管服”改革转变政府职能电视电话会议重点任务分工方案的通知](#)

【发布单位】国务院办公厅

【发布文号】国办发〔2018〕79号

【发布日期】2018-08-14

【内容提要】该方案提出“进一步压缩企业开办时间”、“推行市场主体简易注销改革”、“深化商标注册、专利申请等便利化改革”等36项重点任务，并部署有关措施，明确分工安排。

压缩企业开办时间
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 减并工商、税务、刻章、社保等流程，将公章刻制备案纳入“多证合一”，压缩申领发票时间，各级社保经办机构不再单独核发社会保险登记证； ▪ 将银行开户核准改为备案； ▪ 明年上半年企业开办时间压缩到8.5个工作日内。
开展“证照分离”改革
2018年要在全国推进“证照分离”改革，重点是“照后减证”，区分情况予以取消，或改为备案、告知承诺；或通过“多证合一”等方式优化服务等。
推行市场主体简易注销改革
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2018年底前拓展企业简易注销适用范围，增加非上市股份有限公司、有限责任公司分支机构等企业类型。2018年底前开展市场主体强制退出工作试点，逐步扩大试点范围； ▪ 加强市场监管部门和税务部门简易注销业务协同，在企业简易注销公告前，设置企业清税提示。
深化工业产品生产许可证制度改革
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2018年将实行工业产品生产许可证管理的38类产品压减三分之一以上，2019年进一步压减至15类左右； ▪ 取证时间从平均22个工作日压缩至平均9个工作日； ▪ 2019年以玩具产品为试点，对强制性产品认证实施法规式目录管理。
推进投资项目审批改革
进一步清理精简审批、核准等事项。加快投资项目承诺制改革。
实行全国统一的市场准入负面清单制度

一、最新中国法令

- [全国で「行政の簡素化と権限委譲、規制緩和と管理強化、サービスの最適化」改革を推進し政府職能を変更することに関するテレビ電話会議における重点任務作業分担方案公布に関する国务院弁公庁による通知](#)

【発布機関】国务院弁公庁

【発布番号】国弁発〔2018〕79号

【発布日】2018-08-14

【概要】本方案では、「企業手続き所要時間をさらに短縮すること」、「市場主体の簡易抹消改革を推進すること」、「商標登録、特許出願などの利便化改革を推進すること」など36項目の重点任務について提言し、係る措置を手配し、明確な分業化を行っている。

企業手続き所要時間の短縮
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 工商、税務、刻印、社会保険などの手続きを削減・統合し、公印作成の届出を「複数証書一本化」に組み入れ、発票の申請受領時間を短縮し、各級の社会保険取扱機関が個別に社会保険登記証を以後交付しないようにする。 ▪ 銀行口座開設について、認可制から届出制に変更する。 ▪ 来年上半期には、企業設立手続きの所要時間を8.5業務日以内に短縮する。
「証書・許可証分離」改革の展開
2018年に全国範囲で「証書・許可証分離」改革を推進し、「営業許可証を交付した後における業務に関する証書手続きをできる限り減らす」ことを重点ポイントとして、状況ごとに廃止するか、若しくは届出制、告知承諾制に変更する。又は「複数証書の一本化」などの形でサービスを改善するなど。
市場主体の簡易抹消改革の推進
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2018年年末までに企業の簡易抹消手続き適用範囲を拡張し、非上場株式会社、有限責任公司分支机构などの企業形態を追加する。2018年年末までに市場主体強制撤退作業を試験的に実施し、試行範囲を徐々に拡大して行く。 ▪ 簡易抹消業務における市場監督管理部門と税務部門との間の連携を強化し、企業の簡易抹消公告の前に、税務事項の完了を企業に促す制度を設ける。
工業製品生産許可証制度改革の推進
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2018年に工業製品生産許可証による管理を実行する38品目の製品を三分の一以上減らし、2019年にはさらに15品目前後まで減らす。 ▪ 許可証の取得所要時間を平均22業務日から平均9業務日に短縮する。 ▪ 2019年に玩具製品を試行対象として、強制製品認証に対して法規式リスト管理を実施する。
投資プロジェクトの審査許可改革の推進
審査許可、認可などの事項をさらに整備・削減する。投資プロジェクト承諾制改革を加速化させる。
全国統一の市場参入許可ネガティブリスト制度の実行

不断缩减清单事项,推动“非禁即入”普遍落实。

【法令全文】请点击以下网址查看:
http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-08/14/content_5313752.htm

● [国家税务总局关于在全国推广一般纳税人登记网上办理的通知](#)

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】税总函〔2018〕430号
【发布日期】2018-08-06
【内容提要】该通知要求地方税务机关在2018年11月20日前,实现一般纳税人登记网上办理。
【法令全文】请点击以下网址查看:
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3665268/content.html>

● [海关总署关于加工贸易监管有关事宜的公告](#)

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告2018年第104号
【发布日期】2018-08-13
【实施日期】2018-08-13
【内容提要】该公告对《中华人民共和国海关加工贸易货物监管办法》若干条款(涉及抵押、深加工结转、外发加工、内部料件串换、内销等),以及到期手册未报核、纸质单证使用等问题进行了明确。
【法令全文】请点击以下网址查看:
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1965269/index.html>

● [广东省人民政府关于印发广东省深化商事制度改革行动方案的通知](#)

【发布单位】广东省人民政府
【发布文号】粤府〔2018〕50号
【发布日期】2018-07-25
【内容提要】根据该通知,在广东自贸试验区探索试点商事登记确认制。以商事登记实名认证、全程电子化办理、要件式智能化审理、申请人承诺制为支撑,进一步简化登记事项、申请材料 and 办理流程。
【法令全文】请点击以下网址查看:
http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201808/t20180815_777586.html

リスト事項を引き続き減らし、「禁止していなければ、参入を許可する」制度を普及させる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-08/14/content_5313752.htm

● [一般納税者の登記手続きオンライン化を全国範囲で普及させることに関する国家税務総局による通知](#)

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】税総函〔2018〕430号
【発布日】2018-08-06
【概要】本通知では、2018年11月20日までに一般納税者の登記手続きオンライン化を実現させるよう地方税務機関に指示している。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3665268/content.html>

● [加工貿易監督管理關係事項に関する税関総署による公告](#)

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告2018年第104号
【発布日】2018-08-13
【実施日】2018-08-13
【概要】本公告では、「中華人民共和国税関加工貿易貨物監督管理弁法」の若干事項(抵当権設定、保税輸送、外注加工、内部部品交換、国内販売などに関わる)、及び期限の到来している手帳の照合消込申告をしていない、紙媒体の書類使用などについて、明確にしている。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1965269/index.html>

● [広東省における商事制度改革活動推進方案の公布に関する広東省人民政府による通知](#)

【発布機関】広東省人民政府
【発布番号】粤府〔2018〕50号
【発布日】2018-07-25
【概要】本通知によると、広東自由貿易試験区において、商事登記確認制を模索し試験的に実施し、商事登記实名认证、手続きの完全電子化、スマート化された要件式審理、申請者承諾制を柱として、登記事項、申請材料及び取扱プロセスをさらに簡略化する。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201808/t20180815_777586.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

- [广东省发布《关于劳动人事争议仲裁与诉讼衔接若干意见》](#)

日前，广东省高级人民法院、广东省劳动人事争议仲裁委员会发布《关于劳动人事争议仲裁与诉讼衔接若干意见》（粤高法发【2018】2号），共30条意见。内容涉及订立书面劳动合同的认定、用人单位违规未与劳动者订立无固定期限劳动合同的处理、经济补偿相关问题等。

（里兆律师事务所 2018年08月17日编写）

三、里兆解读

- [中国深化增值税改革的三项措施](#)

从2008年底开始，中国在增值税方面持续进行了一系列的改革。相关改革进程，我们简要总结如下：

时间	增值税改革主要内容
2009年01月	扩大增值税抵扣范围，即，允许增值税一般纳税人抵扣固定资产的进项税额。
2012年01月	在上海市实施交通运输业和部分现代服务业营改增试点。
2016年05月	全面推开营改增试点，即，一方面扩大行业范围，将建筑业、房地产业、金融业、生活服务业纳入营改增试点范围，另一方面，进一步扩大增值税抵扣范围，允许增值税一般纳税人抵扣不动产的进项税额。
2017年07月	简化增值税税率结构，即，将增值税税率由四档（17%、13%、11%、6%）减至三档（17%、11%、6%），将农产品、天然气等增值税税率从13%降至11%。
2017年11月	彻底废止营业税的相关规定，并再次调整和修订《增值税暂行条例》，以法律规范形式巩固营改增的成果。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

- [広東省が「労働人事争议の仲裁と訴訟連携に関する若干意见」を公布した](#)

先頃、広東省高等人民法院、広東省労働人事争议仲裁委員会が、「労働人事争议の仲裁と訴訟連携に関する若干意见」（粤高法発【2018】2号）において、計30件の意見を公布した。書面での労働契約締結に関する認定、雇用者が規定に違反して労働者との間で無期限の労働契約を締結していない場合の処理、経済補償金に関する問題などに及ぶ内容となっている。

（里兆法律事務所が、2018年08月17日付で作成）

三、里兆解説

- [中国が進める増値税改革の3つの措置](#)

2008年末から、中国では増値税につき一連の改革を実施している。係る改革の変遷を下表に整理する。

時期	増値税改革の主な内容
2009年1月	増値税控除範囲が拡大され、増値税の一般納税者による固定資産の仕入税額控除を認めた。
2012年1月	交通輸送業及び一部の現代サービス業について、営業税から増値税への一本化が上海市で試行された。
2016年5月	営業税の増値税一本化試行を全面的に展開し、建築業、不動産業、金融業、生活サービス業を営業税の増値税一本化の試行範囲に組み入れることで、対象となる業種範囲を拡大したのと同時に、増値税一般納税者による不動産仕入税額控除を認めることで、増値税控除範囲をさらに拡大した。
2017年7月	増値税税率構造が簡素化され、増値税税率が4段階（17%、13%、11%、6%）から3段階（17%、11%、6%）に調整され、農産物、天然ガスなどに係る増値税税率が13%から11%へ引き下げられた。
2017年11月	営業税に関する規定を完全に廃止し、「増値税暫定条例」の再調整と再改正を行い、営業税の増値税一本化による成果

--	--

根据中国国务院提出的“深化增值税改革的措施,进一步减轻市场主体税负”的要求,中国从2018年05月01日起,再次实施增值税深化改革,其中主要涉及如下三项措施:

概要	增值税改革的三项措施
降低部分行业的增值税税率	降低增值税税率1%,即,将制造业等行业增值税税率从17%降至16%,将交通运输、建筑、基础电信服务等行业及农产品等货物的增值税税率从11%降至10%。据悉,在后续改革中,增值税税率还有望从目前的三档(16%、10%、6%)进一步调整为两档,且增值税税率有望进一步降低。
提高小规模纳税人标准	统一增值税小规模纳税人标准,将工业企业和商业企业小规模纳税人的年销售额标准由人民币(下同)50万元和80万元上调至500万元,并在一定期限内(2018年12月31日之前)允许已登记为一般纳税人的企业转登记为小规模纳税人。这可以让更多企业(特别是增值税进项税额不多的小型企)享受小规模纳税人低征收率计税的优惠,其中,增值税小规模纳税人征收率通常为3%(涉及销售、租赁不动产时征收率为5%)。
允许部分增值税进项税额的直接退还	对装备制造等先进制造业、研发等现代服务业符合条件的企业和电网企业在一定时期内未抵扣完的进项税额予以一次性退还,以避免部分企业由于增值税进项税额过高,需要经过长时间才能完成抵扣,一次性退还有利于企业增加现金流、盘活资金。虽然该项政策目前对于企业类型有比较严格的限制,但是该政策的受益企业范围,后续有望进一步扩大。

本轮增值税改革涉及的企业数量多、行业广,且内外资企业都将同等受益。根据中国财务、税务部门的测算,实施增值税改革的上述三项措施,全年将减轻增值税纳税义务人税负超过4000亿元。关于本轮增值税改革,需要特别关注税率调整与纳税义务发生时间的衔接,以及新老合同约定(特别是合同金额)的衔接。

关于从2018年05月01日起税率调整与纳税义务发生时间的衔接方面,上海税务部门为方便纳

	がさらに法律・規範の形で推し進められることになった。
--	----------------------------

「增值税改革措置を推進し、市場主体の税負担をさらに軽減する」という中国国务院の要求に基づき、2018年5月1日から中国で增值税推進改革がさらに実施されているが、それには主に以下の3つの措置が含まれる。

概要	增值税改革に伴う3つの措置
一部業種における増値税税率の引き上げ	増値税税率を1%引き下げ、製造業などの業種の増値税税率を17%から16%へ引き下げ、交通輸送、建築、基礎電信サービスなどの業種及び農産物などの貨物に対する増値税税率が11%から10%へ引き下げられた。また、情報筋によると、今後の改革に伴い、増値税税率は現行の3段階(16%、10%、6%)から2段階に調整し、かつ税率がさらに引き下げられる見込みとのこと。
小規模納税者の認定基準の引き上げ	増値税小規模納税者の認定基準を統一する。工企業、商企業の小規模納税者の年間売上高基準をそれぞれ50万元(以下同様)、80万元から500万元へ引き上げ、一般納税者として登記済みの企業が小規模納税者として登記することを、一定期間(2018年12月31日まで)認めることで、より多くの企業(特に、増値税の仕入税額が少なめな小企業)は小規模納税者として低徴収率で課税する優遇政策を受けられる。また、増値税小規模納税者に対する徴収率は、通常3%(販売、不動産賃貸借に係る場合、徴収率は5%)である。
一部増値税仕入税額の直接払戻の容認	設備製造などの先進製造業、研究開発などの現代サービス業において条件を満たす企業及び送配電事業企業が一定期間内に控除しきれない仕入税額を一度に払い戻すことで、一部企業の増値税仕入税額が高すぎ、全額控除できるまでに長い期間を要することに配慮し、一度に払い戻すことで、企業の立場から見た場合、キャッシュフローを増やし、資金活用ができる。なお、現在、当該政策を適用できる企業の類型については、やや厳しい制限がかけられているものの、同政策により利益を受ける企業の範囲は、今後、さらに拡大される見込みである。

今度の増値税改革は、多くの企業及び業種に関わってくるものであり、また、内資企業と外資企業のどちらも恩恵を受けられる。中国の財務、税務部門の試算によると、上記の増値税改革に伴う3つの措置を実施した場合、増値税納税義務者の税負担が年間4000億元以上軽減される。また、今般の増値税改革にあたり、税率調整と納税義務発生日の整合性、新旧契約書における約定(とりわけ、契約金額)の整合性をどのように取り扱うかについて、特に注意を払う必要がある。

2018年5月1日から、税率調整と納税義務発生日の整合性を取るための計らいとして、納税者に認識して

税人理解，举例说明如下：

情形	税率调整和纳税义务发生时间的例子
情形 1	A 公司（一般纳税人，下同）于 2018 年 04 月 20 日与 B 公司签订了销售一批货物的合同（原适用税率为 17%，下同）并预收了部分货款，A 公司于 2018 年 05 月 05 日发货。则 A 公司这笔业务的纳税义务发生时间为 05 月 05 日，A 公司 05 月份开具发票给 B 公司时，应适用 16% 税率。
情形 2	A 公司采取直接收款的方式销售货物，并于 04 月 20 日收讫销售款项，则 A 公司这笔业务的纳税义务发生时间为 04 月 20 日，即使 A 公司是在 05 月 05 日再发货、补开发票的，也应当按 17% 税率开具。
情形 3	A 公司向 C 公司提供机器设备租赁，并于 2018 年 04 月 15 日采取预收款的方式，预收了 05 月份的设备租赁费，则 A 公司这笔业务的纳税义务发生时间为 04 月 15 日，即使 A 公司是在 05 月 01 日之后开具发票，也应当适用 17% 税率。

备注：根据税法方面的规定，纳税义务发生时间为，纳税人发生应税行为并收讫销售款项或者取得索取销售款项凭据的当天；先开具发票的，为开具发票的当天。

在 2018 年 05 月 01 日之前已经签署的合同约定（特别是合同金额），我们建议由合同双方协商明确合同金额，以尽量避免引发纠纷，其中有如下建议供参考：

情形	简要建议
原约定的金额是不含税金额	如果原约定的金额明确是不含税金额（或者不含税金额和税金均明确约定），那么基于本轮增值税改革的原则是降低税率，那么理论上在 2018 年 05 月 01 日起，应当以不含税金额为基础，按照降低后的税率计算增值税税金，并据此开具发票。
原约定的金额是含税金额	如果原约定的金额是含税金额（例如，含税金额是 1170 元，原税率为 17%），那么在 2018 年 05 月 01 日起适用 16% 的税率后，可能会有如下两种不同的理解： ① 不含税金额是 $1170 \div (1+17\%) = 1000$ 元，增值税是 160 元； ② 不含税金额是 $1170 \div (1+16\%) = 1008.62$ 元，增值税是 161.38 元。 我们理解，上述①的理解更符合本轮增值税改革的本意，且对合同双方更加公允，我们建议尽量按照上述①的理解进行安排，必要时考虑签署补充协议（或者签署新的协议）予以明确。

もらいやすいよう、上海税務部門は例を挙げて説明している。

ケース	税率調整及び納税義務発生日に関する例示
ケース 1	A 社（一般納税者とする。以下同様）が 2018 年 4 月 20 日に、B 社と貨物販売契約書（旧適用税率は 17% である。以下同様）を締結し、かつ一部の代金を前払金として受領し、2018 年 5 月 5 日に A 社から出荷した場合、A 社の本件業務についての納税義務発生日は 5 月 5 日である。A 社が 5 月に B 社に発票を発行する場合、16% の税率を適用する。
ケース 2	A 社が代金引換にて貨物を販売し、かつ 4 月 20 日に販売代金を全額受領した場合、A 社の本件業務についての納税義務発生日は 4 月 20 日である。たとえ A 社が 5 月 5 日に出荷し、後から発票を発行する場合でも、17% の税率に従い発行しなければならない。
ケース 3	A 社から C 社へ機器設備を賃借し、かつ 2018 年 4 月 15 日に 5 月の設備賃借料を前払金として受領した。この場合、A 社の本件業務についての納税義務発生日は 4 月 15 日である。たとえ A 社が 5 月 1 日以降に発票を発行した場合であっても、17% の税率を適用する。

備考：税法の関連規定によると、納税義務の発生時点は、納税者に課税行為が発生しかつ販売代金を全額受領したか、又は販売代金証憑を入手した当日となる。また、事前に発票を発行した場合、発票発行の当日とする。

2018 年 5 月 1 日の前に締結した契約書の約定（特に、契約金額）については、トラブルにならないよう、契約双方が協議した上で、契約金額を明確にしておくのがよいと思われる。下記コメントを参考にしていただきたい。

ケース	簡潔なアドバイス
約定金額が税抜金額であった場合	税抜金額を明確に約定している（又は税抜金額も税金も明確に約定している）場合、今回の増値税改革は税率の下方調整を原則としているため、理論的には、2018 年 5 月 1 日から税抜金額をベースに、下方調整後の税率に従い、増値税の税金を計算したうえで発票を発行すべきである。
約定金額が税込金額であった場合	約定金額が税込金額であった（例えば、税込金額が 1,170 元、旧税率が 17% であった）場合、2018 年 5 月 1 日から、16% の税率を適用した後、以下の 2 通りの見解が生じる可能性がある。 ① 税抜金額は $1,170 \div (1+17\%) = 1,000$ 元、増値税は 160 元になる。 ② 税抜金額は $1,170 \div (1+16\%) = 1,008.62$ 元、増値税は 161.38 元になる。 上述①の見解は今度の増値税改革の本意に沿うものであり、かつ契約双方に対してもより公平な進め方であると思われるため、できるだけ上述①の見解に基づいて取り扱い、必要に応じて補充協議書を締結

--	--

中国本轮增值税改革的上述三项措施，有利于增值税纳税人降低税负，对企业而言是一项有利的政策。虽然如此，但是增值税与企业的合同、发票、财务、纳税等环节息息相关，我们建议企业做好相应的准备工作，必要时与律师、会计师、税务师等专业人员以及相关专业中介机构提前做好确认工作，以通过合法合规的方式，享受增值税改革的优惠政策。

（里兆律师事务所 2018 年 08 月 17 日编写）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 对危险化学品经营单位“主要负责人”的掌握尺度收紧
- 环保风暴、土地利用新规划下的未雨绸缪
- 个人信息安全规范与企业合规管理

	する（又は別途協議書を締結する）し、明確に定めておくのがよい。
--	---------------------------------

この度の中国増値税改革における上記 3 つの措置は、増値税納税者の税負担軽減につながるものであり、企業にとって有益な政策である。しかしながら、増値税は企業の契約書、発票、財務、納税などに密接に関連し合うものであるため、それに対応するための準備を企業においてしっかり進めていき、必要に応じて、事前に弁護士、会計士、税理士などの専門家及び専門の仲介機構に確認を行い、法令に違反することなく増値税改革の優遇政策を受けるのがよい。

（里兆法律事務所が 2018 年 8 月 17 日付で作成）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 危険化学品の取扱に従事する組織の「主たる責任者」になり得る者の基準が引き締められた
- 環境保護政策の圧力、土地利用新計画に対する事前の備え
- 個人情報セキュリティ規範化と企業のコンプライアンス管理